



2025年6月25日

各位

会社名 シ ュ ッ ピ ン 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 CEO 小野 尚彦
(コード番号: 3179 東証プライム)
問合せ先 取締役 CFO / CHRO 岡部 梨沙
(TEL. 03-3342-2944)

業績連動型株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2025年6月25日開催の臨時取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1)	処 分 期 日	2025年7月22日
(2)	処 分 す る 株 式 の 種 類 及 び 数	当社普通株式 160,682株
(3)	処 分 価 額	1株につき1,114円
(4)	処 分 総 額	179,000,000円
(5)	処 分 予 定 先	当社の取締役(※) 3名 160,682株 ※社外取締役を除く。
(6)	そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2022年5月18日付の取締役会において、当社取締役(社外取締役を除く。)及び執行役員(以下、「対象取締役」といいます。)を対象に、対象取締役が当社の持続的な企業価値増大への貢献意欲を従来以上に高め、株主の皆様との価値共有を一層進めることを目的として、業績連動型株式報酬制度(以下、「本制度」といいます。)の導入を決定し、また、2022年6月23日開催の第17期定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬債権として、対象取締役に對して、各対象期間(3ヶ年の事業年度)につき200,000千円以内を支給すること及び譲渡制限期間を3年以上で当社の取締役会が定める期間とすることにつき、ご承認をいただいております。また、本制度により、当社が処分する普通株式の総数は、各対象期間(3ヶ年の事業年度)につき200千株以内(ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含みます。)又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。)とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)としております。

当社は、本制度の目的、当社の業況、各対象取締役の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、各対象取締役における更なるモチベーションの向上を目的といたしまして、金銭報酬債権合計179,000,000円(以下「本金銭報酬債権」といいます。)、普通株式160,682株を付与することといたしました。また、対象取締役が当社の持続的な企業価値増大への貢献意欲を従来以上に高め、株主の皆様との価値共有等を進めるといふ本制度の導入目的に鑑みまして、今回につきましては、譲渡制限期間を3年としております。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役3名が当社に対する本金銭

報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式(以下「本割当株式」といいます。))について割当を受けることとなります。また、2022年6月23日開催の第17期定時株主総会において承認された譲渡制限付株式報酬制度に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式を交付するにあたり、金銭報酬債権および本株式の交付に伴い生じる納税資金に充当することを目的とし、次の算式(本制限解除株式数×譲渡制限期間満了日の東京証券取引所における普通株式の終値×2分の1)により算出するものといたします。本自己株式処分において、当社と対象取締役との間で締結される譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」という。)の概要は、下記3.のとおりです。

3. 割当契約の概要

① 譲渡制限期間

2025年7月22日から2028年7月22日までの期間(以下「本譲渡制限期間」という。))とし、本割当株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

② 譲渡制限の解除

2025年7月22日から2028年7月22日までの期間(ただし、本譲渡制限期間中に、対象取締役が当社の取締役、執行役員又は使用人のいずれの地位においても死亡により退任した場合には、本払込期日から当該退任までの期間とする。)中、継続して、当社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間が満了した時点(ただし、対象取締役が死亡により退任した場合は当該退任の直後の時点)をもって、当該時点において対象取締役(ただし、対象取締役が死亡により退任した場合はその相続人)が保有する本割当株式のうち、自2026年3月期至2028年3月期の営業利益累計額の中期経営計画目標値に対する達成度合いに応じた株数についての譲渡制限を解除する。

③ 役務提供期間中の退任等の取扱い

当社グループの取締役、執行役員又は使用人のいずれの地位からも退任した場合には、当社は、対象取締役の退任の理由その他個別事情を勘案のうえ、取締役会の決議により以下のいずれかを実施することができる。

I. 無償取得の対象となる本割当株式に関する振替手続等を開始し、当該振替手続の完了時点をもって本割当株式の全部を無償で取得する。

II. 対象取締役が退任した時点をもって、次の(1)の数から(2)の数を引いた本株式について、振替手続等を開始し、当該振替手続の完了時点をもって本株式の全部を無償で取得する。

(1) 本株式のうち譲渡制限の解除が確定している株数

(2) 本払込期日を含む月から乙が本条項柱書に掲げるいずれの地位からも退任した日を含む月までの月数を36で除した数(以下「在任期間比率」という。))に、(1)を乗じた数(ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。))

④ 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理する。

⑤ 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が効力を生じる場合には、本割当株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株式発行における発行価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日(2025年6月24日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値である1,114円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。